

平成 16 年 (ワ) 第 16702 号・平成 17 年 (ワ) 第 10492 号

原 告 ○○○○ 外 123 名


被 告 西東京市

陳 述 書

2006 年 (平成 18 年) 11 月 20 日

東京地方裁判所民事第 7 部合 B 通係 御中

東京都

小 崎 令 子 

1. はじめに

私は、西東京市南町 (転入当時は田無市南町) に住むようになって 12 年になります。子どもが 2 人おり、保育園の父母会活動や学校の P T A 活動等にかかわっているうちに、納税者として、一市民として、市の行政に関心を持つようになりました。団体の代表として、また自主的な市民グループの代表として、市長に要望書、市議会や教育委員会には請願・陳情の提出などをして、市政に対し積極的に働きかけをしてきました。

2. なるほど「行政には説明する責任がある」

市政に働きかけをするといっても、最初からその手法や手段を知っていたわけではありません。たとえば何かの手续をするなどで役所の窓口に行くといったことは日常生活の中でも経験があります。しかし、実際に部・課の担当者や、ましてや市長や市議会議員と接触するなどの経験はまったくありませんでした。

任意団体とはいえ代表を務める以上はその責任というものが生じてきます。会長は、会員に不利益が生じるような事柄があれば、それに対応していかなければなりません。たとえば私の保育園父母会活動任期中に保育料値上げの問題がありました。たまたまジャンケンに負けてしまったために私が会長を引き受けたにすぎないので

すが、タイミング的に値上げ問題に取り組まざるを得ない羽目に陥りました。“値上げ”といえば、よくあるパターンが「値上げ絶対反対、断固阻止」です。しかし私は、「何でも反対」でいいのか？ それだけでいいのか？ という点で疑問を感じ、値上げの方針を打ち出す市に対応するときに、どんなスタンスで臨むか、いかなる考え方に基づいて物事を進めていくか、一貫した姿勢を示すにはどうしたらいいのかと悩みました。

そんなときに、たまたま手にして読んだのが『人間を幸福にしない日本というシステム』（カレル・ヴァン・ウォルフレン著）です。この中に答えがありました。「アカウントビリティ＝説明する責任」です。今でこそごく一般的に語られる「説明する責任」ですが、当時はまだ新しい概念でした。「行政には説明する責任がある」一なるほどそのとおりだと私は思いました。そして、市に説明責任を求めていくと同時に、市民の側も問題提起や提案をしていかなければと考えるようになっていきました。

3. ウシは10ケタ、ヒトは11ケタ

2002年8月5日、住民基本台帳ネットワークシステム（以下、住基ネット）は第1次稼働を始めました。それに先立ち、西東京市長は市内に住む日本国籍を持つ人々全員に11ケタの番号を付け、世帯ごとに住民票コード通知書を送りつけました。「ウシは10ケタ、ヒトは11ケタ」と揶揄されますが、要するに、国民総背番号制なのだと思いました。

1970年代初め、国民総背番号制度について議論があったといえます。当時、私は小学生でしたが、新聞の見出しに「国民総背番号制」とあったのをおぼろげながら憶えています。生涯ついて回る住民票コードは、それによって全国どこからでも本人確認が可能となり、データを寄せ集めようと思えば、ウシと同じくヒトも出生までさかのぼってさまざまな個人情報を収集することができます。はっきりと「国民総背番号制」と言ったほうがわかりやすくよかったように思います。

住基ネット第1次稼働を前に、市のホームページに「住民の皆さん一人ひとりの住民票に『住民票コード』と呼ばれる11ケタの識別番号が記載されます」と掲載されました（乙第8号証の1）。住民票コードは紛れもなく国民識別番号であって単なる整理番号ではないことが、このことからよく理解できました。やはり国民総背番

号なのです。

私は、行政事務の簡素化、スピード化について否定するものではありません。結果として行政の効率化が図られ経費削減が実現するものであれば何でも大いにやるべきであると考えます。ただし、それには条件があります。個人情報の保護が完璧になされる、という条件を外すわけにはいきません。

4. 市議会での議論の実態

そもそも住民基本台帳に係る事務は自治事務であり、国ではなく自治体はその責任と判断で行うものです。住基ネット第1次稼働後の2002年9月、私は西東京市議会に市議8名を紹介議員として「個人情報保護条例整備に関する請願」を提出し、西東京市の個人情報保護条例の改正を求めました（甲53-2）。

その内容は、「個人情報保護法の制定がなされないままであったために、住基ネットにより住民の基本的な人権が侵害されるおそれ強いとの懸念から、稼働開始日にネット参加を見合わせた自治体があった」とし、「(1) 住基ネット上で西東京市民の個人情報の漏えいまたは不適正利用のおそれがあると確認された場合は、市長の判断で住基ネットとの接続を切断できることを明記すること (2) 電気通信回線により東京都知事へ送信する事項を現個人情報保護条例に明記すること (3) 不適正利用（漏えいも含む）に対する措置については、現個人情報保護条例第32条『適切な措置』という表現にとどまらず、関係各機関に報告を求めるとともに必要な調査を行うことができる等、具体的な措置を明記すること (4) 個人情報保護審議会への報告（電気通信回線を通じて送受信を行った住民票記載事項（4情報）の処理状況、当該処理によって発生した苦情及びその処理の内容等）を市長に義務づけること」というものです。

請願の審査中、採択に反対の立場で持論を展開した市政与党市議（当時）が1人いました。採択の賛否については各議員の判断で行えばよいことですから賛成であろうと反対であろうと一向にかまわないのですが、この市議は、自身の質疑を終了した後に、他の市議が質疑中であるにもかかわらず、突然割って入って「国に個人情報保護の法律はある。市民課長が国に個人情報の保護に関する法律はないと言ったのは誤りだ」と言い出し、加えて「（請願趣旨にある）“個人情報保護法の制定がなされないままであったため”の一文は誤りだ。誤りのある文書について審議をし

ていくことになる」と強弁し、議事を中断させました（甲 53-3。44, 45 頁）。

この市議は、当時まだ国会で審議過程にあった個人情報保護法と、すでにあった行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律との区別がついていなかったのか、「個人情報保護法の制定がなされないままであったため」という一文にひたすら拘泥し、あたかも審議などする必要はないと言わぬばかりの鼻息の荒さでした。

西東京市議会では住基ネット稼働開始延期を求める意見書を採択していたくらいですから、私は審議の中身には期待を持って委員会を傍聴していたのですが、この市議の不勉強ぶりもさることながら、その席に説明員として臨んでいた企画部長、総務部長、情報推進課長・係長、市民課長がだれ一人としてその市議の認識の誤りを正さなかったことにはがっかりしました（甲 53-3。45 頁）。なぜきちんと正さなかったのか、その理由がまったくわかりません。

また、他の市議からは「非常に混乱してわからなくなっている」（甲 53-3。53 頁）「何を質問していいのか、どういうふうにという部分もある」（同 55 頁）などという発言もあり、住基ネットに関して困惑している様子も見て取れたのですが、全般に、質問する側も答弁する側も住基ネットに関する知識や理解が十分でないままに議論がなされているように思えてなりませんでした。

それから半年後の 2003 年 3 月、私は同じく市議会に「住基ネット第 2 次稼働に伴う住基カード導入に関する陳情」を提出しました（甲 53-4）。さらに同月、住基ネットに関する市議会議員の理解の度合いを知ろうという趣旨で、市議全員に質問書を送付し、その結果をまとめました（甲 53-5）。このとき回答してきたのは市議 36 名中 14 名（ある政党は一括で回答してきたため実質は 9）にすぎませんでした（甲 53-6）。前述した市政与党市議は本会議で堂々と反対討論に立つて持論を披瀝したにもかかわらず、回答そのものを寄越しませんでした。

5. 住基カード発行の実態と市職員への住基カード所持の推奨

2003 年 8 月 25 日、住基ネットは第 2 次稼働を始め、住民基本台帳を管理する全国の市区町村と都道府県、さらに都道府県知事の委任を受けた指定情報処理機関を結んだネットワークとなりました。そして住民基本台帳カード（以下、住基カード）の登場です。総務省は、住基ネットの効果として「国の行政機関の行っている仕事

で住民票の添付が不要になる」「住基カードがあれば住民票の広域交付ができる」と、その利便性を喧伝しました。

私は、住基カードの実態について（2004年8月31日時点）、三宅村を除く都下全自治体に照会をし、調査をしたことがあります（甲 53-7）。住基カード申請、広域交付、付記転出入の件数を照会したほか、自治体が住基ネットの必要性を本当に感じているのであれば、住基カードの所持はまず職員が率先してということもあり得ると考え、職員へのカード所持の推奨の有無、所持する職員数も尋ねました。調査の結果は、果たして多額の税金を投入するだけの価値があるのか、大いに疑わしいものでした。

西東京市も例外ではありません。西東京市における住基カードの初年度（2003年8月25日～2004年3月31日）の交付枚数は730枚。2003年3月末に住民基本台帳に登録されている人口は180,853人でしたから、人口比率にしてわずか0.404%にすぎない普及率だったのです。

6. 「住基ネットは必要不可欠、そのために私は税金を納めている」という住民の存在

住基ネットは、私たちの生活に役立っているのでしょうか。西東京市は住基ネットに費やす多大なコストに見合うだけの市民サービスを提供しているのでしょうか。また、西東京市に住むのは日本国籍を有する者ばかりではありません。住基ネットは日常生活で必要不可欠、そのために自分は税金を納めているのだという人が西東京市内に一体どれだけいるのか、はなはだ疑問です。西東京市は「説明責任」を十分に果たしてきているとは私には思えません。総務省の言うことをそのまま右から左に流しているだけで、「西東京市の考え方」というものがまったく見えてこないのです。自治事務の実施に至る過程が借り物であるとしか言いようがなく、これは私の望む市政の姿ではありません。

依然として住基ネットに接続していない自治体があります。また、つい先日まで市民一人ひとりが接続するかしないかを選択できる自治体もありました。市町村が自治事務として責任を負うからこそその判断です。なぜ西東京市はそれをしなかったのでしょうか。

7. 西東京市職員が起こしたオンラインシステム不正アクセス事件

住基ネットは、全国じゅうの自治体および地方自治情報センターと情報を共有します。たとえ西東京市が万全の態勢にあっても、他で不備が生じたら、市民の情報を管理する西東京市がその責任を果たそうにも果たし得ないのが住基ネットです。また、禁じてあるからと公務員は不正行為をしないことになっているようですが、現に西東京市において、職員による市内オンラインシステムへの不正アクセスという不祥事が発覚しました（甲 53-8, 9）。

この件について市長は市のホームページ上で「本件を一個人の不祥事ということではなく、行政組織全体として厳しく受け止め、二度とこのような事態を起こすことのないよう、引き続き個人情報保護とセキュリティ対策の強化に取り組み、信頼していただける市役所になるよう最大限の努力を尽くしてまいります」と述べていますが、これでもう二度と不祥事は起こらないという保証はどこにもありません。西東京市以外の自治体で不祥事が起こる可能性もまた否定できないのです。

最近の報道によると、足立区では住基ネット事務を民間委託するといっています。事は公務員の手による業務の範囲内にとどまらなくなってきました。住基ネット稼働開始のときには想定しなかったことが起こり始めているのです。

今、私は高校3年生の息子と中学2年生の娘との3人で暮らしています。名古屋で住民基本台帳を閲覧し母子家庭をねらった事件が起こりました。私は、娘をこういった卑劣な犯罪の被害者にはさせたくないという気持ちが心底あります。決して許すことのできない犯罪です。私は、必要のない限り、うかつに家族構成を他人に知らせることはしませんし、知られることのないように工夫もしています。

また、私たち家族には、私たちが決して住所を知られたくないと警戒する人物が存在することから、住民基本台帳の閲覧について厳しい制限がかけられるようになってきていることを歓迎しています。しかし、公務員ばかりでなく委託業者の住基ネットへのアクセスによって私たちが望まない情報漏洩がないとは限らず、安心はできません。

先に述べたとおり、実際に私の住む西東京市では公務員による不正アクセスの前例があります。情報漏洩や不正アクセスは、その性質上、そのときその瞬間に発覚することはそうありません。事が起こっても、しばらくはだれも気がつかない、しばらくどころか長期間にわたって気がつかないことすらあるわけです。どうしても

ばらくどころか長期間にわたって気がつかないことすらあるわけです。どうしても発見が後手に回り、確実に予防ができないという点にこの問題の特徴があります。

8. 市民の安心・安全を第一に

本訴訟に至るまでを振り返るにつけ、84世帯184名の市民が住民票コード通知書を市に返却するという行動をとったこと（～2003年2月）、行政不服審査法に基づき597名が市長に対して住基ネット接続及び住民票コード付定に対する異議申し立てを行ったこと、そして、こうして訴訟を起こしたことの重みを、市は真摯に受けとめるべきだと思います。私は、みずからが主体的に判断をし説明責任を果たす市であってほしい、市民の安心・安全を第一に行動をする市であってほしいと願っていることを強調したいと思います。